資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百八十万円減少し、同額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十二月二日であり、株主総会の決議は、平成二十五年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十八日

掲載頁　八十頁（号外第一五五号）

平成二十五年十月十八日

大分県杵築市大字本庄一四五三番地の一

株式会社ジェイエイフーズおおいた

代表取締役社長　長野　博文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一六億五〇七五万円、資本準備金の額を一六億三九二五万円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十月十八日

埼玉県越谷市西方二七六一番地

株式会社大森インベストメント

代表取締役　大森　利夫

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けること及び株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年十一月十四日です。

平成二十五年十月十八日

埼玉県比企郡小川町小川一〇〇四

ケージーエス株式会社

代表取締役　樽松　武男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十八日

岐阜県多治見市小田町六丁目一番地

太陽社電気株式会社

代表取締役　桑原　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十八日

大阪府八尾市泉町三丁目八番一号

フロックス工業株式会社

代表取締役　西村　誠司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十八日

五大物産株式会社

代表取締役　角田　勇吉

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社両毛ビジネスサポートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月十八日

群馬県桐生市広沢町七丁目五〇五九番地

カントー・インフォメーション・ネット株式会社

代表取締役　石原　繁男

合併につき株券等提出公告

当社は、東京大氣社サービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月十八日

東京都板橋区新河岸一丁目七番一〇号

カスタムエース株式会社

代表取締役　北川　透

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である朴敞基が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号

SK綜合化學株式会社

日本における代表者　朴　敞　基

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十月十八日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一二番三号

株式会社ライフ

代表取締役　秋山修二郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金六億円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十五日付官報の号外第八十九号五十五頁に掲載されています。

平成二十五年十月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

スター・ゲート特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金一億円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年二月十三日付官報の号外第二十七号一二六頁に掲載されています。

平成二十五年十月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

勝どきキャピタル特定目的会社

取締役　矢野　雅士

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年十一月五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的　優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件　優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期　平成二十五年十二月六日以降に行う。

四、減少する優先資本金の額　金二千二百五十万円

五、消却する優先出資の種類　当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六、消却する優先出資の口数　四十五口（第二回優先出資につき四十五口）

七、消却の方法　全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八、消却に要する金額　金二千二百五十万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　第二回優先出資

平成二十五年十月十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月十八日付第二二六号六　四ページ●同日付政府調達第一九六号六四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）